

福岡県公報

平成18年9月27日
第2588号

目次

告示(第1844号-第1862号)

○公有水面埋立ての ^{しゅん} 竣功の認可	(港湾課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	3
○土地改良区の解散の認可	(農地計画課)	3
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(緑化推進課)	3
○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(水産振興課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課)	4
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課)	4
○保安林の所在場所等	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○土地改良区の設立の認可	(農地計画課)	7

正誤

○開発行為に関する工事の完了(平成18年9月福岡県告示第1732号)

中正誤..... 7

告示

福岡県告示第1844号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての^{しゅん}竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年9月27日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 麻生 渡

- 1 ^{しゅん}竣功認可年月日
平成18年8月24日
- 2 ^{しゅん}竣功認可を受けた者の名称及び住所(主たる事務所の所在地)並びにその代表者の

氏名

- (1) ^{しゅん}竣功認可を受けた者

福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

- (2) 代表者

福岡県知事 麻生 渡

- 3 ^{しゅん}竣功認可をした埋立区域

- (1) 位置

京都郡苅田町磯浜町1丁目14番1から同町1丁目14番5を経て同町1丁目13番2に至る土地に接する無番地及び幸町10番9から同町12番1を経て同町13番2に接する無番地の地先公有水面

- (2) 区域

第2工区

次の地点のうち、⑥の地点から261度33分10秒3978.98メートル地点を円心とする半径3978.98メートルの円周で⑥の地点と⑦の地点を結ぶ東側の円弧、⑦の地点か

ら⑩の地点までを順次に結んだ線、⑩の地点と⑪の地点とを結ぶ平成15年の秋分の満潮位（T・P・+1.682メートル。以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地の境界線、⑪の地点と⑫の地点を結んだ線及び⑥の地点と⑫の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地の境界線により囲まれた区域

⑥の地点 京都郡苅田町大字提字墓堂3214番地の国土地理院丸山四等三角点（北緯33度47分15秒893、東経130度58分31秒361）から121度03分45秒1236.10メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から171度45分11秒27.80メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から262度17分47秒37.02メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から238度32分42秒45.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から173度00分36秒56.47メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から264度37分58秒120.71メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から354度33分46秒8.03メートルの地点

(3) 面積

第2工区 7,605.92平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年6月24日16港第190号の2

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村の事務所
苅田町役場

福岡県告示第1845号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	後野線	前	筑紫郡那珂川町片縄西4丁目1011番1先から同郡同町片縄西4丁目983番6先まで	6.8 ～ 8.8	129.0
			後	同上	16.9 ～ 30.9	134.3
那珂	県道	筑紫野太宰府線	前	筑紫野市大字山家2851番5先から同市大字吉木735番1先まで	4.5 ～ 17.4	3,308.3
			前	筑紫野市大字山家2864番7先から同市大字吉木735番1先まで	10.5 ～ 95.0	2,640.0
			後	筑紫野市大字山家2851番5先から同市大字吉木735番1先まで	4.5 ～ 17.4	3,308.3
			後	筑紫野市大字山家2864番7先から同市大字吉木735番1先まで	10.5 ～ 98.0	2,640.0
前原	県道	雷山原線	前	前原市大字有田553番1先から同市大字有田568番80先まで	5.3 ～ 8.7	159.5
			後	同上	7.9 ～ 14.8	159.5

福岡県告示第1846号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成18年9月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂福岡	後野線	筑紫郡那珂川町片縄西4丁目1011番1先から同郡那珂川町片縄西4丁目983番6先まで

福岡県告示第1847号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
宮若市金生（金生地区）	平成18年9月19日

福岡県告示第1848号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
田川市川宮土地改良区	平成18年9月14日

福岡県告示第1849号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第464号	増永茂稲	八女郡矢部村大字北矢部140番地	種苗木	増永茂稲	八女郡矢部村大字北矢部140番地

福岡県告示第1850号

漁業共済の加入区の設定（平成17年6月福岡県告示第1143号）の一部を次のように変更し、平成18年7月1日から適用することとしたので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により公示する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

表中

馬島加入区	馬島漁業協同組合の地区	小型一般漁業	を
馬島加入区	北九州漁業協同組合の地区のうち 旧馬島漁業協同組合の地区	小型一般漁業	に改める。

福岡県告示第1851号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市八坂580-1、580-3から580-10まで、及び市有地である水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市国分町743-2
昭和建設株式会社 代表取締役 戸田 誠二

福岡県告示第1852号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
福岡市早良区大字西油山字大谷1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1853号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処

理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 名称
株式会社西日本
 - (2) 所在地
筑後市大字常用1005番地の1
 - (3) 代表者
代表取締役 尋木 久義
- 2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日
平成18年9月13日
- 4 処分の理由
事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第1854号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字川内3767
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

3767（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1855号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町勝山 浦河内字上ノ山1218、1219

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山1218

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1856号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月23日農林水産省告示第1466号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1857号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1606号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1858号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 エフコープ那珂川店
 - (2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目78番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
変更後の出入口No.3（カメラのキタムラ側）は自動車専用出口であるが歩行者・自転車の出入りが予想される。よって、安全確保のために自動車と歩行者・自転車双方へ注意を呼びかける措置を検討してください。
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- 意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (7) その他
意見なし

福岡県告示第1859号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
新宮町大字的野字古森709番28から709番30及び710番2並びに字長浦724番1、724番8、725番1、725番6及び726番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡新宮町大字的野723-3
株式会社明興 代表取締役 柳 旭

福岡県告示第1860号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市花見東七丁目1914番5、1924番15及び1924番113から1924番115

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区大名1丁目14番45号

株式会社インベスト 代表取締役 早川 和利

福岡県告示第1861号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市今の庄三丁目485番1、485番4から485番9、及び488番1から488番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡宇美町宇美1丁目8番8号

入江不動産株式会社 代表取締役 入江 幸義

福岡県告示第1862号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成18年9月27日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
竹野第二土地改良区	平成18年9月15日

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・9・8	2581	告示		6	○		2		秀曉	秀曉

発行 福岡県(福岡市博多区東公園七番七号)
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州印刷株式会社
福岡市博多区東比恵二丁目
チユルエツ

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)